

令和 8 年 6 月定例会 文教委員会の概要

日時	令和 8 年 6 月 2 9 日 (月)	開会	午前 1 0 時
		閉会	午前 1 1 時 5 4 分
場所	第 8 委員会室		
出席委員	渡辺大委員長 栄寛美副委員長 渋谷真実子委員、松澤正委員、新井一徳委員、中屋敷慎一委員、 町田皇介委員、安藤友貴委員、八子朋弘委員、山崎すなお委員、 諸井真英委員		
説明者	石川薫教育長、佐藤卓史副教育長、 小谷野幸也教育総務部長、田中邦典県立学校部長、 中沢政人高校改革統括監、岡島満市町村支援部長、 案浦久仁子参事、平野雄三教育総務部副部長、 廣川佳之総務課長、太田真樹財務課長、小坂達郎教職員課長、 上松寿明福利課長、松本光司生涯学習推進課長、 山口将毅文化財・博物館課長、酒井直人県立学校人事課長、 森孝博参事兼高校教育指導課長、田中雅人魅力ある高校づくり課長、 我妻卓哉特別支援教育課長、山之内正隆保健体育課長、 櫻井裕一 I C T 教育推進課長、無川禎久人権教育課長、 小泉学副参事兼魅力ある高校づくり課副課長、 阿部弘之参事兼小中学校人事課長、山川喜葉義務教育指導課長、 須藤好晴教職員採用課長、富澤明人生徒指導課長		

会議に付した事件並びに審査結果

- 1 議案
なし
- 2 請願
なし

所管事務調査

- 1 県立学校における校外学習の目的と内容について
- 2 県立特別支援学校における登校時の受入れ体制について

報告事項

- 1 指定管理者に係る令和 7 年度事業報告書及び令和 8 年度事業計画書について
- 2 令和 8 年度における指定管理者の選定について

【所管事務調査に関する質問（県立学校における校外学習の目的と内容について）】

新井委員

主な所管事務をやるにあたって、皆様御案内のとおり、今年の3月16日だったと思いますが、沖縄県の名護の辺野古で京都の同志社国際高校の生徒の皆さんが乗った小型船が高波を受けて、転覆し浸水して、2人の命を落としてしまうという非常に痛ましい事故があったことは御案内のとおりだと思います。これを受けて文部科学省は、先月にこの同志社国際高校の基地移設に関する学習内容が、教育基本法の第14条第2項教育の政治的中立性に違反するという認定を初めてしたことも御案内のとおりだと思います。校外学習というのは、教育活動ですから、大きく二つ留意しなければいけないことがあると思っています。まず一つは、当然ながら安全配慮義務が求められるということ。特に今回の事故については、旅客船でもないような民間の船が十分な安全対策とか、救命設備の着用管理というようなことも行わずに、一般の高校生を乗せて運行していたと、これは安全管理上の問題がまず1点。そして、もう一つは、教育基本法などを踏まえたその趣旨を踏まえて、特定の政治的立場へ誘導してはいけない、ここに対する批判という、二つ。つまり、安全管理が徹底されているのか、また、教育の中立性が確保されているのか、この部分で大きな問題を引き起こしたものだと思っています。そこで、京都の学校でこのことがあった以上、これは京都だけに限らないのではないか、というのは当然ながら皆さん考えるところだと思います。そこで、埼玉県教育委員会は県立の学校を所管しているわけですから、県立の学校が、校外学習というと広がってしまいますので、修学旅行に限っていうと、県内の県立学校、昨年度、目的地としてどんなところに修学旅行に行っているのかをまずお伺いしたいと思います。

参事兼高校教育指導課長

昨年度、埼玉県の県立高校で修学旅行をした学校のうち、沖縄に修学旅行を実施した学校数は、県立高校は48校でございました。

新井委員

沖縄だけに限らず、主だった目的地として選ばれているところを教えてくださいたいと思います。

参事兼高校教育指導課長

主なところは関西、広島方面、また長崎方面、そして沖縄方面になっております。

新井委員

沖縄とか関西方面、長崎というお話がありましたけれども、今回、この京都の同志社国際高校が行った学習と同種のような事例は、昨年度県内の学校ではあったのでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

昨年度の全ての修学旅行について改めて確認をいたしました。同志社国際高校のように、基地見学とか、辺野古に行ったという事例はありませんでした。

新井委員

ここから一般的な話として伺いたいと思います。県の教育委員会として、各県立学校が校外学習をする際には、当然ながら、学校としては綿密な計画を立てて行き先とか、学習の内容まで狙いというものをしっかりと、当然定めた上で行くと思いますが、各県立学校の校外学習の中身については、教育委員会として事前にしっかりと把握されているのかどうか。そして、校外学習が終わった後の事後のレポート提出のような形というのは、県の教育委員会にあるのでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

校外行事について実施後に、特に事故がなかった場合、レポート等を求めることは通常行っておりませんが、修学旅行を実施する際は、1か月前までに校外行事実施届というものを県に提出させております。これにより、行事の目的や目的地、実施内容、安全管理体制等について、県が定める、校外行事実施基準及び修学旅行の場合は修学旅行実施要項にのっとったものになっているか、事前に把握いたしました。不十分な点がありましたら、県として指導しているところでございます。

新井委員

御説明の中で事後のレポート提出的なものがないというお話を伺いました。事前に資料を拝見しまして、校外行事実施届というものを出していることは伺っています。校外行事の区分、行事、目的、目的地、方面とか実施期日とか、事細かにその日程の詳細、見学箇所又は行事計画とかを書いてこれを出すというの聞いておりますけれども、やはり、学校を疑うわけではありませんけれども、本当に事前の計画書がちゃんと実行されたのかというのは、しっかりと確認する必要があるのではないかと、こういった京都のような事例を考えると、現場を疑っては申し訳ないですけれども、しっかりと1か月前に提出された校外行事実施届が、提出されたとおりに実行されたのかどうかということは、しっかりと把握する、そこまでが私は県教育委員会の務めではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

修学旅行等の校外行事がしっかりと行われていたことを確認するのは、県の務めと考えております。もし何か、事前に提出したとおりにならなかったことがあった場合には、必ず県に速やかに報告をするよう、校長会等を通じて指導してまいります。

新井委員

ということは、これまでそういう指導はないということでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

これまでも一般論として不適切なことや事故等がありましたときには、速やかに事故報告を提出するよう指導してまいりましたが、改めて校長に対して指導をしてまいります。

新井委員

是非そこはしっかりとやっていただければと思います。次ですけれども、私も県内の公立高校の出身ですから、もう30年以上前ですけれども、修学旅行に行きました。これまで何十年にわたって修学旅行は当然県内の公立学校でやっていますけれども、これまでに教育基本法の第14条第2項に抵触するような、政治的な中立性に疑念、疑義が生じかねないと思われるような事例がこれまであったのかどうか。仮にあった場合ですけれども、そのときどのような指導を行ったのでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

これまでの修学旅行に関する件、これまで届出があるたび逐次確認をし、また、昨年度も全て確認をし、また改めて確認をしてきたわけですが、確認をした結果、政治的中立という点で疑義が生じるような事例はございませんでした。

新井委員

そういった疑義が生じるものはなかったということでもありますけれども、あくまで教育委員会というのは県内の県立学校を所管するトップでありますから、ある意味やはり皆さんステークホルダーなわけで身内なわけですね。今後もそうですけれども、そういった政治的中立性が疑われるような事案があった場合には、それを認定する第三者機関、正に中立的な第三者機関が私は必要になってくることもあり得るのかなと思います。その辺、いかがでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

委員お話しのとおり、何かあった場合には学校をきちんと指導するというのは教育委員会の務めだと考えております。その上で、現時点では第三者委員会等を設けることまでは考えておりませんが、学校に対しては、校長会等を通じて改めて指導を徹底してまいりたいと存じます。

新井委員

今回の同志社国際高校の場合というのは、各年度の校外学習の計画策定に当たっては、まず、学年の担任会で、教職員会議の合議で中身を決定し、承認した後に、最終的には学校長の責任の下に今回の修学旅行を実施したと聞いておりますけれども、県内の県立学校の場合は、修学旅行を含めた校外学習をする際に、どのようなプロセスを経て、その計画が練り上げられるのでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

県立学校における一般的な対応といたしましては、修学旅行はまず学年等の教員から成る学年会議等で企画案を検討いたします。この企画案というのは、旅行会社の責任において安全性等を確認して提案してきている企画案でございます。その後、管理職を含む校内委員会等で協議をし、さらに、校長が主催する職員会議で協議を重ねて行い、最終的には校長が実施の可否を決定するものでございます。

新井委員

その計画策定において、大前提になる指針のようなものが当然あると思うのですが、いかがでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

指針のようなものはあるのかということでございますが、ございます。県としては、県立高等学校等が行う校外行事の実施基準というものを設定しており、また、修学旅行には、加えて修学旅行実施要綱というものを策定しております。これにのっとってきちんと計画が立てられているかどうかをチェックしております。

新井委員

私もその実施要綱を拝見しました。改めてよく読んでみたのですけれども、私としてはちょっと疑問を感じるころがありまして、修学旅行の実施要綱を見ますと、最初に、企画立案についてということで狙いのようなことが書いてあります。

改めて読みますと、修学旅行の企画立案に当たっては、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各学校の教育目標や生徒の実態に応じた教育計画の一環として、様々な教育的意義や狙いを持って特色ある教育活動が展開されるように、配慮するとともに、修学旅行の説明会などを通じて生徒や保護者の十分な理解が得られるよう努めることということで、これはあくまで、当たり前のことをいっているだけのようには私には聞こえます。これだけでこれが本当に指針と言えるのかなと。恐らく大前提として教育基本法第14条を守りなさいということがあるのではないかと思いますけれども、その辺、いかがでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

委員おっしゃっていただきましたとおり、教育基本法第14条を踏まえるというのは当然の責務として我々は認識しております。また、令和8年4月7日に文部科学省通知がございまして、それを4月17日に本県全ての県立高校に配付したところでございます。その中にも、教育基本法第14条第2項について、禁止されることについては留意すること等、法に対する説明が詳しく書いてあるところでございます。

新井委員

計画策定に当たってでありますけれども、実際に修学旅行の行き先とか、その内容とか学習の狙いとか、その辺の内容取組に当たっては、当然ながらある程度、学校長に裁量を与えられていると思いますが、当然、その裁量は無制限ではないと思いますけれども、その辺、どのように制限をかけているのでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

校長は、教育基本法及び学校教育法、学習指導要領等の関係法令に基づいて、特別活動としての校外行事を含む教育課程を編成、実施することとなっております。また、校外行事の実施については、県が定める実施基準に基づくものでなければならぬとされております。これらの法令や県の基準を踏まえて、校長は自らの権限と責任において校外行事の実施を判断し、教育委員会へ届け出ることとなっております。県教育委員会といたしましては、この届出を確認し、万が一、内容にふさわしくないものがあれば、県として校長を指導してまいります。

新井委員

当然ながら、ある程度校長に裁量を与えるのは当たり前だと思いますけれど、当

然ながら、それが無制限ではあってはいけないわけであって、より具体的に県教育委員会として今後、学校のこういった取決めに対してどのようにコミットしていくお考えでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

県教育委員会としては今後、重ねて校長会等で指導、指示をする一方、学校から届出がありました校外行事実施届等につきましては、重ねてよく確認をし、そして、不明な点等がもしあった場合には、直ちに学校に連絡をして確認し、指導、助言する必要があるものについては、速やかに指導、助言をして是正してまいります。

松澤委員

ただ今の県立学校の校外学習における目的と内容について、関連として質問させていただきます。校外学習の安全管理という観点では、バスによる移動の安全確保も非常に重要であると考えております。新潟県の高校生がバスでの移動中に亡くなった痛ましい事故を受け、県が行った調査では、無許可のいわゆる白バスを利用している県立学校はなかったという報告を受けているところでございます。昨年度、契約を管理職が確認していないケースが290件もあったというところの報告も受けているところでございますが、バス事業者の許可書を確認していないケースも150あるという数字ですが、この調査結果を踏まえまして、どのようにバス移動時の安全確保を図っていくつもりなのか、お伺いします。

特に調査の結果、確認が不十分であった学校については、教育委員会としてしっかりと指導すべきと考えておりますが、その見解を伺います。

保健体育課長

委員御指摘のとおり、実態調査の結果、5月に発生したバス事故で、いわゆる旅客運送無許可バスの利用がなかった一方で、借り上げバスの契約内容を管理職が確認していないケースですとか、バス事業者に係る一般貸切旅客自動車運送事業許可書を確認していないケースなど、不十分な事案が相当数ございました。今後の対応といたしましては、まず、今週中に臨時の校長会議を開催し、安全確保に係る適切な対応の徹底について、全ての県立学校に改めて指導を行ってまいります。

また、対応が不十分だった学校には関係課とも連携し、しっかりと指導をしてまいります。さらに、校外行事の移動に係る安全対策につきましては、今月末をめぐりに国が取りまとめるという情報がございしますことから、そちらも踏まえて、安全対策の徹底について、改めて全ての県立学校に通知してまいりたいと考えております。引き続き、校外行事の移動に係る安全対策を徹底し、児童生徒の安全確保に全力で努めてまいります。

松澤委員

例えば、校外行事という中で授業中に行われるような遠足とか修学旅行等でのバス利用というのは当然先ほどの指針にもありましたように、旅行業者ともしっかり話し合いをして、その方向性を定めるというお話がありましたけれども、特に部活の移動ですね、一番問題になってくるのが、その辺で先ほどお話ししましたように白バスとか、あるいは顧問が運転するケースがあるのかどうか。あるいは保護者が、移動時に運転する可能性があるのかどうか、そういった指導というのはどう対応し

ているのか、再度お伺いいたします。

保健体育課長

教員が、生徒を乗せてバスを運転するということは絶対にしないようにという指導を徹底してございます。また、保護者の運転につきましては、今回、保護者がバスを運転するということは当然ございませんでしたが、調査によりますと、レンタカーを保護者が運転するというようなケースがございました。

松澤委員

特に中学校の部活動が地域移行という段階を迎えていく中で、その移動というのも非常に難しくなってくるのではないかと危惧するのですけれども、県立学校のみならず、そういった中学校に対する対応というのは、どのようにしていくのか、最後にお伺いします。

保健体育課長

中学校の部活動展開につきましては、生徒の負担にならないような形で県としては指導してまいりたいと思っております。

諸井委員

関連で修学旅行の話に戻しますが、先ほど課長さんは、何かそういう問題があるようなものはないと言い切りましたが、過去のいろいろな修学旅行とか、そういったものを記録に残して、ネットに公開している学校はたくさんある中で、やはり、ガマとか嘉数高台、普天間基地、米軍基地、いろいろなところを訪問している例は多数見受けられるので、それについて、見ること自体は全然構わないと思うのですけれども、一方的な話だけを聞いて帰ってきているかということについて確認を取っているのか、恐らく取っていないと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

ガマ等の訪問に関して終わってから確認をとっているのか、というお話であったかと存じますが、先ほども申し上げましたとおり、特に事故がなかった場合には、報告を求めています。

ただ、修学旅行の教育内容が適切であることを確保するために、学校では事前事後の学習も含めて指導しております。偏った指導、教育内容にならないように、事前事後の学習も含めてしっかりと、多角的、多面的な考えを持って考えさせるように引き続き指導してまいります。

諸井委員

よく確認をしていただきたいと思います。ほかにも修学旅行前の公共の授業で、基地問題、辺野古移設の問題を扱っていると、そういう学校もありますので、修学旅行単体そのものだけではなくて、それに関わる学習も、平和学習に含まれていますので、それから、民泊に泊まっているというのも結構見受けられますが、同志社国際高校を見ると、民泊というのが偏ったというか、活動家が運営している、ヘリ基地反対協議会の人たちが運営している民泊に泊まって、夜はそういう活動家の人たちが出てきて、ずっとそういう人たちの話を聞かされた、そのように同志社国

際高校の人たちは書いていますけれども、そういうことが民泊に泊まって県立高校でも行われていたのではないかということが推察されますけれども、そういうことも含めて、しっかり確認をしてください。

参事兼高校教育指導課長

県立高校の修学旅行においても民泊で行われているケースはございますが、その民泊は全て旅行業者が、問題ない家庭だということを確認した上で、あっせんされていると聞いてはございます。ただ、それでも委員御指摘のとおり、県としてしっかりと確認をしていく必要があるかと思いますので、これからしっかりと確認し、指導してまいります。

中屋敷委員

関連です。この件に関しては、平成25年に鈴木正人議員が代表質問で質問されていますよね。皆さん御承知だと思うのですが、当時、自虐史観であるとかそういった言葉で表現をされていたと私も記憶をしています。諸井委員がおっしゃったように、内容の部分が極めて重要なのですよ。学習施設、平和学習施設を訪れることは何ら問題ないけど、そこで何が語られていてということが、多感な高校生たちに何を伝えるのかというところを、やはり教育委員会としては捕捉してもらわなければいけないと思えますし、そうした努力を平成25年の代表質問での指摘から、されてきたのかどうなのか、そこを教えてください。

参事兼高校教育指導課長

県議会で御質問いただいたことは校長会で全て話題にいたしまして、改めて校長会において問題点として認識し、各学校でしっかりと考えを持って修学旅行の計画に臨むようにとしたところでございます。今回、またこのようなことがございましたので、改めて校長会を指導し、各学校ではしっかりと修学旅行、校外行事の趣旨、学習内容について、よく考えを見直すようにと指示してまいります。

中屋敷委員

指示していただくのはいいのですよ。それはもうしていただかなければいけないことだから。だけど、実際にその内容の部分どうだったかというのは、誰が捕捉するのですかという話。教育委員会が捕捉して、それが平和学習としてふさわしければそれはそれでよしだけど、正直私、今広報検討会の会長をやっていますけど、今年度、二つ高校と意見交換しようというときに、まず、私に政治的中立は保てるのでしょうかという質問が来ましたよ。それは、もう1年前見てもらえば、全部の会派でやっていることだから、それは何ら問題ないと私は思いますよということで御返事申し上げましたけれども、そこまで政治的中立ということを捉えている教育委員会であれば、その学習内容の部分までしっかりと捕捉するという姿勢を持っていただけだと認識してよろしいでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

委員おっしゃっていただきましたとおり、教育委員会として責任を持って、校長会等とのコミュニケーションを密にし、学校の現場、教育内容、状況をしっかりと把握してまいります。

山崎委員

政治的中立の部分に関わって、文科省からの通知も踏まえてというところで教育基本法第14条の第2項についての通知があったかと思いますが、大前提として、第14条第1項それから教育基本法全体をきちっと踏まえるという理解でよろしいでしょうか。

参事兼高校教育指導課長

委員のおっしゃっていただきましたとおりでございます。

【所管事務調査に関する質問（県立特別支援学校における登校時の受入れ体制について）】

安藤委員

県立特別支援学校では安全管理や、教職員の勤務体制を理由に登校時の受入れ開始時間を設定していると承知をしています。共働き世帯の増加や保護者の就労形態の多様化により、登校時に学校へ直接送迎するケースもあります。現在多くの県立特別支援学校では、教職員の勤務開始時間がおおむね午前8時30分とされ、登校時の受入れ開始時間は午前9時頃となっていますが、保護者からは出勤時間に間に合わない、職場への通勤時間を考えるともう少し早い受入れが必要である、兄弟との送迎の両立が難しいといった声も伺っています。こうした状況を踏まえ、保護者及び事業者による直接送迎の受入れに関して、早めていただけないかを求める声が保護者から寄せられているのか、まずお聞きをしたいと思います。

特別支援教育課長

御家庭の様々な事情によりまして、登校時の受入れ開始時間よりも早い時間に登校させたいというような声があることは、一部の学校から聞いており承知をしております。

安藤委員

学校ごとの実情や人的体制は異なると思いますが、対応に苦慮されていることは十分承知していますが、やはり今、シングルマザーやシングルファザーとして就労を継続しながら子育てをしている方、親の介護と仕事を両立している方など、やむを得ない事情を抱える家庭も少なくありません。こうした保護者が安心して働き続けられるよう、個々の事情に応じて、登校時の受入れについて、柔軟な対応や必要な支援を検討できないのか、お伺いいたします。

特別支援教育課長

御家庭の中で、それぞれの御事情がある中で、事情に応じた希望や声に耳を傾けて対応を検討していくというのは重要であると考えております。現在、学校においては、保護者の希望に応じて、児童生徒の安全な受入れに支障が生じない範囲で可能な限り柔軟な対応ということも行っているところでありますけれども、引き続き、そうした保護者の声に耳を傾け、可能な限り柔軟な対応を行うよう、学校現場に話をしてまいりたいと思います。